

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
(改元に伴う法令の整備について)

- 令和元年 5 月 7 日に、元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第一号。以下「改元省令」という。)が公布・施行されたところ。

- 改元省令により、以下の法令において定められている様式について、「平成」を「令和」に改正する等、所要の改正を行った。
 - ・ じん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)
 - ・ 労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)
 - ・ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)
 - ・ 有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)
 - ・ 鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)
 - ・ 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)
 - ・ 特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)
 - ・ 高気圧作業安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 40 号)
 - ・ 電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号)
 - ・ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)
 - ・ 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和 47 年労働省令第 46 号)
 - ・ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和 48 年労働省令第 3 号)
 - ・ 作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)
 - ・ 石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)
 - ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)